

有権者一億人時代と

二〇〇〇年を迎えて



片 木 淳
(自治省選挙部長)

新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は、平成六年の政治改革からちょうど五年を経過するという節目の年に当たっていたこともあり、選挙制度や政治資金のあり方をめぐり、国会を中心に活発な議論が行われました。

この結果、年末の臨時国会におきましては、政治家の資金管理団体に對する企業・団体献金の本年一月一日からの禁止を内容とする政治資金規正法改正案が成立するとともに、衆議院の比例区の定数を削減する公職選挙法改正案と政党への企業・団体献金の見直し規定の削除等を内容とする政治資金規正法等の改正案が継続審議となりました。

本年も、引き続き、わが民主制度の根幹をなす選挙制度、政治資金制度について、様々な論議が交わされていくものと思われまふ。

このような中で、昨年末公表した平成一年九月二日現在の選挙人名簿登録者数が、一〇〇、一五三、五四〇人となり、わが国の有権者数が初めて一億人の大台を突破いたしました。

折しも、巷では、新たな千年紀(New Millennium)を迎え、祝賀ムードに賑わっていますが、時を同じくしてわが国の選挙の歴史が一つの道標を迎えましたことは、まことに意義深いものであります。

せつかくの機会でありますので、有権者数の推移を中心にわが国の選挙の歴史を簡単に振り返りますとともに、近年の制度改革と新しい時代の選挙のあり方を考えてみたいと思います。

わが国の選挙制度の歴史

わが国における近代的選挙制度は、明治十一年(一八七八年)七月二日に制定された府県会規則に始まります。府県会議員の選挙の方法について規定したこの規則は、郡区町村編成法(明治十一年制定)や区町村会法(明治十三年制定)とともに、地方自治の礎となり、明治十四年には、国会開設の勅諭が発せられることとなりました。

明治十二年(一八八九年)二月一日には、明治憲法発布に併せ、衆議院議員選挙法が制定・公布され、これに前後して制定された市制町村制及び府県制と併せ、わが国の近代的選挙制度が確立されました。第一回帝国議会の選挙は、明治二十三年(一八九〇年)七月一日に行われましたが、選挙権を有する者は、引き続き一年以上(所得税の場合は三年以上)一五円以上の直接国税を納める二五歳以上の男子に限られていたため、有権者数は約四五万人で、国民の一・一%に限られておりました。その後、選挙権に係る納税要件が緩和され、徐々に有権者の範囲が拡大していきましたが、第一次世界大戦後の「大正デモクラシー」の中で、大正十四年に納税要件が撤廃され、男子普通選挙が実施されることとなりました。初めての普通選挙として行われた昭和三年二月二〇日の選挙では、有権者数は一、二四一万人で、国民の二〇・〇%となりました。太平洋戦争の終結後、昭和二十二年に衆議院議員選挙法が改正され、婦人参政権が認められるとともに、選挙権の年齢要件が従来の二五歳から二〇歳に引き下げられました。この結果、昭和二十二年四月一〇日の選挙では、有権者数は三、六八八万人で、国民の四八・七%となりました。戦後は、成人人口の増加に併せて有権者数も順調な伸びを見せ、今般の一億人突破に至ったものであり、国民に占める割合も約八〇%となっております。

近年の制度改革の傾向

衆議院議員選挙制度に小選挙区比例代表並立制を導入することを中心

とした平成六年の政治改革関連四法案の成立は、わが国の選挙の歴史の中でも、最も大きな制度改革でありましたが、その後も選挙制度に対する国民の関心が高く、毎年のように制度改革がなされてまいりました。

ごく最近の制度改革としては、平成九年の公職選挙法一部改正による投票時間の延長と不在者投票事由の緩和と、平成一〇年の公職選挙法一部改正による在外選挙制度の創設があります。これらはいずれも、選挙人の便宜に配慮し、投票環境の向上や在外邦人の投票機会の確保を図るものであります。

近年の制度改革の傾向は、有権者の範囲の拡大とともに、有権者が投票に参加しやすい環境をいかに整備するかを課題としていることにあると言えます。昨年の洋上投票制度の創設も、この傾向に沿ったものとして位置づけることができると思われます。

新しい時代の選挙

国政選挙、地方選挙を通じた投票率の低落傾向は、平成九年の投票環境向上のための制度改革による一定の効果もあり、歯止めがかかったという見方もあります。しかし、わが国の投票率は、依然として高い水準にある訳ではなく、民主主義の基盤としての選挙の現状は、決して樂觀を許すものではありません。

このような状況の中で、近年の制度改革に見られる、選挙を選挙人にとってアクセスしやすいものにしていくという要請は、今後も益々強まっていくなかと思われれます。

また、電子機器利用による投票や、インターネットなどの電子的媒体を利用した選挙運動など、選挙制度の創設時には想像もつかなかったような、新しい時代に対応した選挙のあり方についても、様々な観点から議論がなされております。

これらのことは、一方で、各選挙管理機関における事務の多様化・多量化を招くものでもあります。制度の企画立案の一端を担う立場にある者としては、新たな制度の構築や既存の制度の見直しに際し、各選挙管理機関に過度の負担をかけることによって選挙の公正を阻害することのないよう、常に配慮しなければならないものと考え、そのためにできる

だけ率直な意見をお寄せいただきたいと考えているところであります。

新しい時代の選挙のあるべき姿に思いを馳せつつ、市町村選挙管理委員会及び都道府県選挙管理委員会においてより高度化し、かつ、多量化した選挙管理事務が円滑に執行されますことを期待しながら、有権者一億人時代と新たな千年紀の到来を迎えたいと思います。

皆様方にとりまして、本年が良き年となりますことをご祈念申し上げ、新春のご挨拶といたします。